

令和2年度

久慈市健全化判断比率等の審査意見書

久慈市監査委員

監 査 第 39 号

令和3年8月4日

久慈市長 遠 藤 譲 一 様

久慈市監査委員 石 渡 高 雄

久慈市監査委員 泉 川 博 明

令和2年度久慈市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和2年度久慈市健全化判断比率等を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和2年度久慈市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年8月3日から令和3年8月4日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか否かについて審査した。
- 2 その他必要に応じて関係職員から説明を求めるなど、通常必要と認められる審査手続きによって審査した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第5 審査意見

1 健全化判断比率の状況

(単位：%)

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	13.11
連結実質赤字比率	—	—	18.11
実質公債費比率	13.6	14.2	25.0
将来負担比率	120.8	132.8	350.0

- (1) 実質赤字比率は、実質赤字額がないことから、数値は算定されないものである。
- (2) 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないことから、数値は算定されないものである。
- (3) 実質公債費比率は、令和2年度は13.6%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、11.4ポイント下回っている。また、令和元年度と比較すると0.6ポイント下回っている。
- (4) 将来負担比率は、令和2年度は120.8%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、229.2ポイント下回っている。また、令和元年度と比較すると12.0ポイント下回っている。

2 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

令和2年度久慈市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和3年8月3日から令和3年8月4日まで

第3 審査の方法

- 1 審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか否かについて審査した。
- 2 その他必要に応じて関係職員から説明を求めるなど、通常必要と認められる審査手続きによって審査した。

第4 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第5 審査意見

- 1 資金不足比率の状況

(単位：%)

公 営 企 業 会 計 名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
魚 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	20.0
下水道事業会計(漁業集落排水事業)	—	—	
下水道事業会計(公共下水道事業)	—	—	
水 道 事 業 会 計	—	—	

魚市場事業特別会計、漁業集落排水事業会計、公共下水道事業会計及び水道事業会計は、いずれも資金不足額がないことから資金不足比率は算定されないものである。

- 2 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。